

綾瀬市パートナーシップ宣誓制度

綾瀬市では、性的マイノリティをはじめとする性の多様性への理解を深め、差別や偏見のない自分らしい生き方ができる社会の実現をめざし、パートナーシップ宣誓制度を創設しました。

パートナーシップとは？

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものでなく、互いを人生の大切なパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係をいいます。



令和4年2月1日から開始しました！！

宣誓の要件は？

パートナーシップを宣誓されるには、二人とも次の要件を全てに該当している必要があります。

- (1) 民法に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有していること又は、一方が市内に住所を有し、他方が3月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 婚姻していないこと。(他の方とパートナーシップがないこと)
- (4) 民法に規定する婚姻のできない続柄(近親者など)でないこと。



宣誓までの流れ

【事前予約】

宣誓を希望される日の7日前までに電話などで事前予約をしてください。

【宣誓日】必要書類を持参し、事前予約した日時に、必ず二人そろってお越しください。

【宣誓書受領証等の交付】

事務作業のため、1～2時間ほどお時間をいただきます。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



【問い合わせ先】：綾瀬市役所 市民環境部 市民課 広聴相談担当

〒252-1192

住所：神奈川県綾瀬市早川 550 番地

電話：0467-70-5605

メール：wm.705605@city.ayase.kanagawa.jp

～ 性の多様性について ～

性的マイノリティとは？

性的マイノリティ（性的少数者）は、LGBTを含む、性的指向、性自認のあり方が少数派の方々です。

【性的指向】

恋愛感情がどの性別に向いているか。どのような性別の人を好きになるかを言います。

【性自認】

自分自身の性別をどのように認識しているかを言います。男性や女性を決められない、決めたくない人など、様々な方がいます。

性的マイノリティ？
LGBT？
って何？



『LGBT（エル・ジー・ビー・ティー）』とは？

性的マイノリティを表す言葉として、LGBTなどの言葉が使われることがあります。

LGBTなどは、次の単語の頭文字を組み合わせたものです。

LGBTだけでなく、LGBTQやLGBTs、多様な性を表す「SOGI（ソジ）」という言葉で表現することもあります。

L：「Lesbian（レズビアン）」…………… 女性同性愛者

G：「Gay（ゲイ）」…………… 男性同性愛者

B：「Bisexual（バイセクシュル）」…………… 両性愛者

T：「Transgender（トランスジェンダー）」… 身体と心の性が一致しない方など

Q：「Questioning（クエスチョニング）」…………… 性的指向や性自認がはっきりしない、決められないまたは悩んでいる状況にある方

ある民間企業の調査では、日本のLGBT層は、左利きの人とほぼ同じ割合である約9%の割合で存在するとされています。

LGBT当事者の中には、性的指向や性自認をカミングアウトすることによって、「自分を偽ることなく生きたい」と思っている人が数多くいます。

しかし、「カミングアウトをすると、これまでの人間関係が崩壊してしまうのではないだろうか」「友人や職場の同僚から否定的な反応が帰ってくるのではないだろうか」と悩んで、カミングアウトできない人たちもいるのです。

もしカミングアウトされたら、あなたを信頼して伝えているので、受容的な態度で受け止めましょう。「大切なことを伝えてくれてありがとう」などと声をかけると良いかもしれません。

